

第4章

承継の認可手続きについて

第4章 承継の認可手続きについて

第1節 許可を受けた地位の承継制度の概要

令和2年10月1日施行の改正建設業法において、建設業許可に係る事業承継の規定が整備されました。

建設業許可の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割(以下、「事業譲渡等」という。)について、これまでは従前の許可を廃業し新たに許可を取り直す必要があり、新たに許可を取得するまでの間、軽微な工事等を除く建設業を営むことのできない空白期間が生じ、不利益が生じていました。

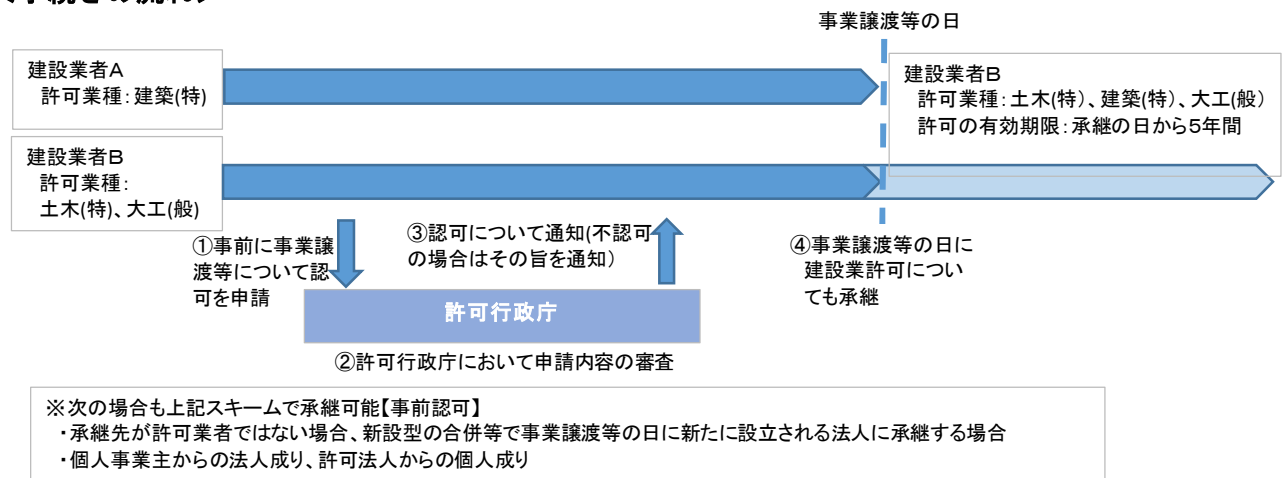
この承継制度により、事前の認可を受けることで、空白期間を生ずることなく許可を受けた建設業者としての地位を承継することが可能となりました。また、相続についても、建設業者の死亡後30日以内に申請を行い認可を受けることで、その相続人が建設業の許可を承継することが可能となりました。

1 事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）【法第17条の2、省令第17条の2】

＜制度の概要＞

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。（一部のみの承継は不可）
- ・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

＜手続きの流れ＞



＜許可行政庁＞（認可申請先）

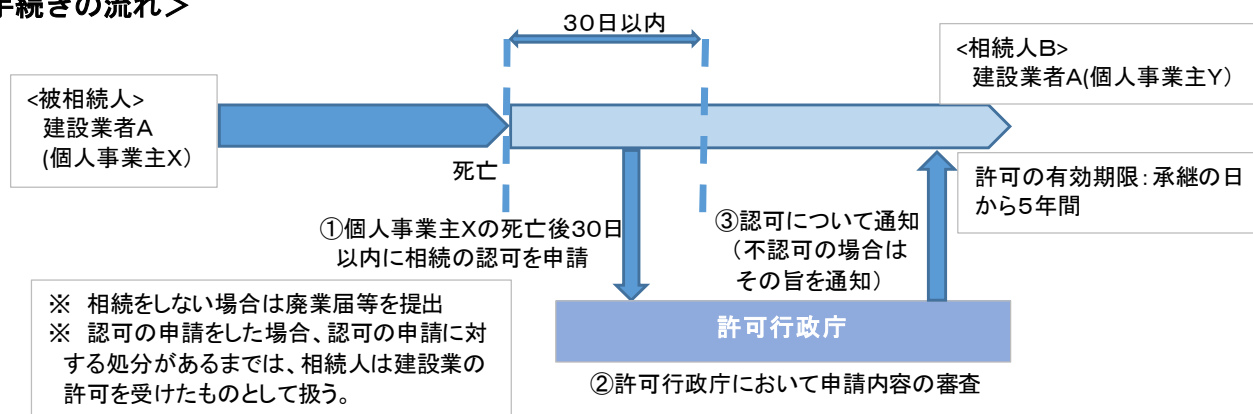
承継元が神奈川県知事許可業者・・・神奈川県知事
ただし、承継先が大臣許可業者又は承継元・承継先に大臣及び
他都道府県許可業者が含まれる場合・・・国土交通大臣

2 相続【法第17条の3、省令第17条の3】

＜制度の概要＞

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後30日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。（一部のみの承継は不可）
- ・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

＜手続きの流れ＞



＜許可行政庁＞（認可申請先）

被相続人が神奈川県知事許可業者・・・神奈川県知事
 ただし、相続人が大臣許可業者、又は他都道府県許可業者・・・国土交通大臣

3 申請手数料について

承継の認可申請については、手数料不要です。

4 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとなります。ただし、承継人も建設業者である場合は、承継人が、いずれの許可番号を使用するかを選択することとなります。許可行政庁が変更となる場合（知事から国土交通大臣等）は、変更先の許可行政庁で新たに付番されます。

有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日から翌日起算で5年間となります。

●譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る承継

例) 譲渡日: 令和4年4月1日の場合

承継後の有効期間: 令和4年4月1日から令和9年4月1日まで

※譲渡人の許可は令和4年3月31日をもって失効する。

※承継の次の更新からは従前の許可の有効期間と同じ考え方となる。

⇒上記例)の更新後の有効期間: 令和9年4月2日から令和14年4月1日

●相続に係る承継

例) 認可日: 令和3年10月1日の場合

承継後の有効期間: 令和3年10月1日から令和8年10月1日まで

※認可日までは相続人は建設業の許可を受けたものとみなされます。

※承継の次の更新からは従前の許可の有効期間と同じ考え方となる。

⇒上記例)の更新後の有効期間: 令和8年10月2日から令和13年10月1日

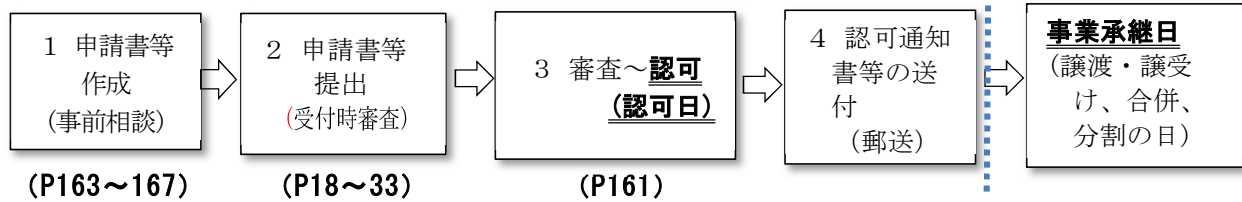
5 承継の範囲について

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、刑罰については、承継されません。

第2節 承継認可申請について

＜申請から認可に至るまでの手続きの流れ＞



1 申請書等作成 ～申請に当たっての注意点～

(1) 申請の期限について

● 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る承継

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割により建設業許可の地位の承継を受けるには、承継日より前に認可を受けることが必要です。

承継認可申請の審査は、建設業許可の新規申請と同様の内容となっていることから、収受から許可まで概ね50日程度かかります。（補正がある場合はこの限りではありません。）

そこで、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の承継認可申請については、承継日の3か月以上前を目安に申請してください。

※ 直前に申請された場合は、承継日までに認可を行うことはできません。（その場合は、承継日をもって廃業⇒新規許可申請となります。）

※ 承継日の前に会社法による公告が必要となり、その前に認可が必要な場合は、その期間も見込んだ上で、十分な期間をとって申請をお願いします。

※ この申請による従前の許可の効力のみなし規定はありません。承継元の許可の有効期間について、残存期間が十分にあることをご確認の上、申請してください。

※ 審査を円滑に実施するため、認可申請が必要になると見込まれる場合には、事前に電話にてご連絡をお願いします。

● 相続に係る承継

相続の認可申請は、相続発生から30日以内となっています。（最終日が土・日・祝日等閉庁日に当たる場合はその翌日まで）承継を希望される場合は、必ず期限内に申請をお願いします。

※ 相続に係る承継については、法定期限内に認可申請を行うことにより、処分（認可）までの間、相続人が許可を受けたものとみなされます。（審査中に従前の許可が満了日を迎える場合も許可の効力が切れることはありません。）

(2) 事前相談について

- 事業承継の認可申請をされる場合は、あらかじめ建設業課へご相談ください。ご相談の際は、まずは、建設業課コールセンターへ電話でご連絡をお願いします。

【電話】045-285-3218（建設業課コールセンター）

【時間】月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後4時

※「承継」は事前の認可が必要です。相談は承継予定日の4か月程度前をお願いします。

※ 事前相談は事前審査ではありませんので、申請書類を全て事前に確認することはできません。また、相談を受けた後の申請であっても、申請の結果、補正指示、拒否処分、取下げ等となる場合があります。

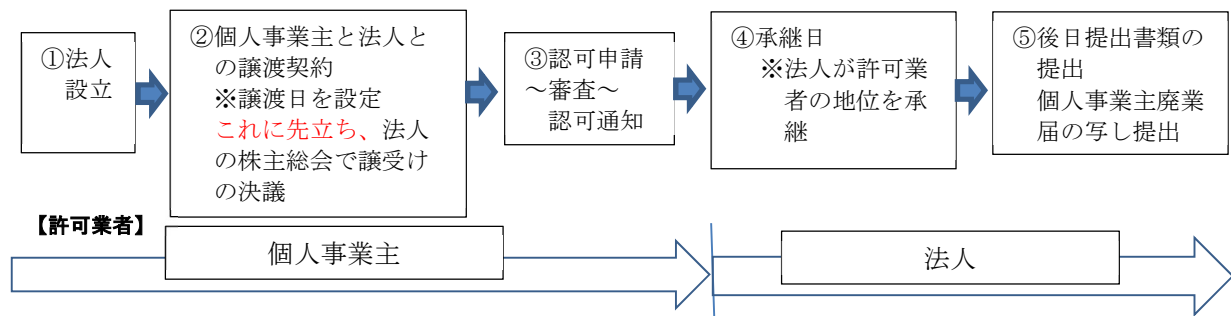
(3) 書類の作成について

- ・ 申請書類は、承継時点における承継者について、作成する必要があります。役員や常勤役員等、営業所技術者等についても、承継時の者を記載し、確認資料等必要な書類を添付してください。
- ・ 新設法人への承継の場合など、申請時には提出ができない添付書類については、承継後に提出することも可能です。

(4) 法人成りの場合の申請方法について

- ・ 個人事業主が法人成りを行い、この承継の制度により許可の承継を行う場合は、「譲渡・譲受け」により行います。
- ・ 申請には、個人事業主と法人とが譲渡契約を結び、その写しを認可申請書の添付書類として提出することが必要です。

<承継までの流れ>



※①法人設立

- ・ 許可業者であり、常勤役員等や営業所技術者等である個人事業主が、法人を設立しその代表取締役となることは、通常は常勤性に疑義が生じるため認められませんが、この承継の手続きにあたり設立した場合、認可申請の際に、その旨及び承継日までは、法人としての事業活動は行わない旨の申立書を提出してください。（任意様式）
- ・ 可能な限り、事前相談をお願いします。（法人設立から申請までに時間が経過している場合等、承継の手続きのための法人設立とは認められない場合もあります。）

②個人事業主と法人との譲渡契約

個人事業主と法人代表者との間で譲渡契約を結び、その写しを認可申請書に添付します。

※無償の場合は無償と記載。

※譲渡日については、申請予定日から2か月以上先の日付としてください。（法人としての請負契約開始の日程等に特に縛りがない場合は、「神奈川県知事の事業承継認可の日」とすることも可能です。）

③認可申請

- ・ 常勤役員等や営業所技術者等を個人事業主がそのまま引き継ぐ場合は、個人事業主の許可申請の際の再度証明により確認資料を省略することが可能です。
- ・ 通常は、法人設立後最初の決算期を迎えていない状態であると考えられます。その場合、工事経歴書(様式第二号)、直前3年の工事施工金額(様式第三号)には「決算期未到来」と記載の上添付。また、財務諸表として、開始貸借対照表を添付。
- ・ 承継まで法人として事業活動を行わない旨の申立書を添付。（任意様式）
- ・ 後日、提出する書類がある場合は、その書類と提出期限を記載した申立書を添付。（任意様式）

④承継日～⑤後日提出書類の提出

- ・ 後日提出書類の提出
 - ・ 税務署へ提出した個人事業主の廃業届の写しの提出
- ※ 法人設立の際に、併せて個人の廃業届を行った場合は、その写しを認可申請時に一緒に提出いただくことも可とします。

2 承継認可申請書・添付書類・確認資料一覧

※ 下記表は神奈川県知事許可の場合です。他の行政庁については取扱いが異なる場合がありますので、申請先の行政庁へご確認ください。

【申請書類作成上の留意事項】

- 1 承継認可申請に係る書類は、各認可申請書（No. 1、5、9、13）及び健康保険等の加入状況の届出を承継後に行う旨の誓約書（No. 41、42）及び承継方法等の確認書類以外は、新規許可申請書類と共通しています。「建設業許可申請書・添付書類・確認資料一覧」の注意事項や説明、記載例等の頁を参照し、作成してください。
- 2 所定の箇所以外は、承継時点の承継者（譲受人、合併存続法人、分割承継法人、相続人）の要件、内容で、書類を作成してください。
- 3 様式番号欄の右に※入力用紙の表示がある書類は、電算入力用紙が必要です。正本・副本の他に別途1枚ずつ別綴じで提出してください。（正本のコピーで構いません。）
- 4 登記簿謄本等、納税証明書、登記されていないことの証明書又は医師の診断書、身分証明書等、他機関で証明書を取得いただくものについては、副本用については写しで構いません。
- 5 個人が申請する場合、定款写（No. 21）、株主（出資者）調書（No. 40）、登記事項証明書（No. 43）は不要です。
- 6 申請書類の綴り方はこの順番と異なります。P167をご参照ください。

ア 申請書類等（閲覧書類）

No.	様式番号	申請書（法廷様式）・添付書類	参照	譲渡	合併	分割	相続
1	様式第二十二号の五 ※入力用紙	譲渡及び譲受け認可申請書（第一面、第二面）	P168 ～169	○			
2	様式第二十二号の五別紙一	役員等の一覧表	P37	○			
3	様式第二十二号の五別紙二	営業所一覧表	P38	○			
4	様式第二十二号の五別紙三	営業所技術者等一覧表	P41	○			
5	様式第二十二号の七 ※入力用紙	合併認可申請書（第一面、第二面）	P170 ～171		○		
6	様式第二十二号の七別紙一	役員等の一覧表	P37		○		
7	様式第二十二号の七別紙二	営業所一覧表	P38		○		
8	様式第二十二号の七別紙三	営業所技術者等一覧表	P41		○		
9	様式第二十二号の八 ※入力用紙	分割認可申請書（第一面、第二面）	P170 ～171			○	
10	様式第二十二号の八別紙一	役員等の一覧表	P37			○	
11	様式第二十二号の八別紙二	営業所一覧表	P38			○	
12	様式第二十二号の八別紙三	営業所技術者等一覧表	P41			○	
13	様式第二十二号の十 ※入力用紙	相続認可申請書（第一面、第二面）	P172 ～173				○
14	様式第二十二号の十別紙一	営業所一覧表	P38				○
15	様式第二十二号の十別紙二	営業所技術者等一覧表	P41				○
16	様式第二号	工事経歴書	P42～ 44	○	○	○	○
17	様式第三号	直前三年の各事業年度における工事施工金額	P45	○	○	○	○
18	様式第四号	使用人数	P46	○	○	○	○
19	様式第六号	譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は申請者である相続人（法人である場合には当該法人、その役員等及び令第三条に規定する使用人、個人である場合にはその者及び同条に規定する使用人）及び法定代理人が欠格要件に該当しない者であることの誓約書	P47	○	○	○	○
20	様式第十一号	令第三条に規定する使用人の一覧表 ※従たる営業所がある場合	P60	○	○	○	○
21		定款	P28	○	○	○	○
22	様式第十五号～第十七号の二	財務諸表（法人用）※承継者が法人の場合 ※財務諸表 表紙（法人用）を添付してください。	P64～ 74	○	○	○	
23	様式第十七号の三	附属明細表 ※資本金1億円超か負債合計200億円以上の（株）のみ	P75～ 77	○	○	○	
24	様式第十八号～第十九号	財務諸表（個人用）※承継者が個人の場合 ※財務諸表 表紙（個人用）を添付してください。	P64～ 65、P78 ～80	○			○
25	様式第二十号	営業の沿革	P81	○	○	○	○
26	様式第二十号の二	所属建設業団体	P82	○	○	○	○
27	様式第七号の三 ※入力用紙	健康保険等の加入状況	P83	○	○	○	○
28	様式第二十号の三	主要取引金融機関名	P84	○	○	○	○

イ 閲覧対象外法定書類(別綴じ)

No.	様式番号	申請書(法廷様式)・添付書類	参照	譲渡	合併	分割	相続
29		閲覧対象外法定書類 表紙	P86	○	○	○	○
32	第七号 ※入力用紙	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)の証明書	P48～49	○	○	○	○
33	第七号別紙	常勤役員等の略歴書	P54	○	○	○	○
34	第七号の二 ※入力用紙	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書	P50～53	○	○	○	○
35	第七号の二別紙	常勤役員等を直接補佐する者の略歴書	P54、P55	○	○	○	○
36	第八号 ※入力用紙	営業所技術者等証明書(新規・変更)	P59～60				
37		資格者証(写し)、卒業証明書(原本)等 ※「証明書」の場合は、原本を提出してください。	P105	▲営業所技術者等の変更を伴う場合は提出が必要。 (変更がなければ不要です。)			
38	第九号	実務経験証明書	P58				
39	第十号	指導監督的実務経験証明書	P59				
40	第十二号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書 ※譲受け人、合併存続法人、分割承継法人又は相続人のうち、様式第七号又は七号の二で証明した「常勤役員等」以外の方について作成してください。	P61	○	○	○	○
41	第十三号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	P62	○	○	○	○
42	第十四号	株主(出資者)調書	P63	○	○	○	
43	第二十二号の六	誓約書(健康保険等の加入状況の届出を承継後に行う旨の誓約書)(譲渡、合併、分割申請用) ※申請時に健康保険等の加入状況の届出を行う場合は添付不要	P174	○	○	○	
44	第二十二号の十一	誓約書(健康保険等の加入状況の届出を承継後に行う旨の誓約書)(相続申請用) ※申請時に健康保険等の加入状況の届出を行う場合は添付不要	P174				○
45		破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書(身分証明書) ※申請日から起算して前3か月以内発行の原本	P122～123	○	○	○	○
46		成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(登記されていないことの証明書) ※申請日から起算して前3か月以内発行の原本	P122～123	○	○	○	○
47		譲渡及び譲受けに関する契約書の写し (譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる(法人成り)場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書の写し) ※株主総会の承認を受けたもの(株主総会の承認が不要な場合を除く。))	—	○			
48	承継の方法等の確認書類	(法人である場合)譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録、無限責任社員若しくは総社員の同意書※1又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類※2 ※1被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 ※2当該譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割が、簡易組織再編行為(事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。)に該当し、株主総会の承認が不要である場合に提出	—	○	○	○	
49		合併の方法及び条件が記載された書類 ※新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)を記載したもの	—		○		
50		合併契約書の写し及び合併比率説明書 ※株主総会の承認を受けたもの(株主総会の承認が不要な場合を除く。))	—		○		
51		分割の方法及び条件が記載された書類 ※吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨)を記載したもの	—			○	
52		分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書 ※株主総会の承認を受けたもの(株主総会の承認が不要な場合を除く。))	—			○	

イ 閲覧対象外法定書類(別綴じ)

No.	様式番号	申請書(法廷様式)・添付書類	参照	譲渡	合併	分割	相続
53	承継 確認の 書類等 の	申請者と被相続人との続柄を証する書類 ※戸籍謄本等	—				○
54		申請者以外に相続人がある場合においては、当該建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人の同意書 ※申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載、押印した誓約書	—				○
55		営業所確認資料	P126	○	○	○	○
56		登記事項証明書(履歴事項全部証明書) ※申請日から起算して前3か月以内発行の原本	P31	○	○	○	○
57		納税証明書	P32	○	○	○	○

ウ 確認資料(別綴じ) <略号について> ▲…必要な場合に添付

No.	様式番号	確認資料	参照	譲渡	合併	分割	相続
58		確認資料 表紙	P88	○	○	○	○
59		財産的基礎等確認書類	P12~13	○	○	○	○
60		常勤役員等(経營業務の管理責任者)の常勤の確認書類	P90	▲	▲	▲	▲
61		常勤役員等を直接に補佐する者の常勤の確認書類及び現在、直接に補佐する地位にあることの確認書類	P90~91	▲	▲	▲	▲
62		常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の経験の確認書類	P91~97	▲	▲	▲	▲
63		常勤役員等を直接に補佐する者の経験の確認書類	P94~97	▲	▲	▲	▲
64		営業所技術者等の常勤の確認書類	P98	▲	▲	▲	▲
65		営業所技術者等の経験の確認書類	P99	▲	▲	▲	▲
66		健康保険等の加入に係る確認資料	P119~121	○	○	○	○
67		直前決算期の確定申告書表紙(電子申告の場合はメール詳細も)及び決算報告(貸借対照表、損益計算書の頁)の写し	—	○	○	○	○
68		法人番号指定通知書又は国税庁法人番号公表サイトより自社の情報を印刷したもの	—	○	○	○	
69		役員等の氏名記入用紙 ※1部、他の確認資料等とは別葉で提出してください。(副本は不要です。) ※性別の記載は不要です。 ※個人事業主の場合も提出が必要です。	P85	○	○	○	○

エ その他

<郵送による受付、窓口による申請書類等預かりによる受付の場合>

- 副本返信用レターパック(返信先を記載したもの)
- 承継認可申請 郵送受付用送付票
※送付票は、神奈川県建設業許可HP「申請・届出様式のダウンロード」からダウンロードできます。
URL: <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531856/youshiki-r21001.html>

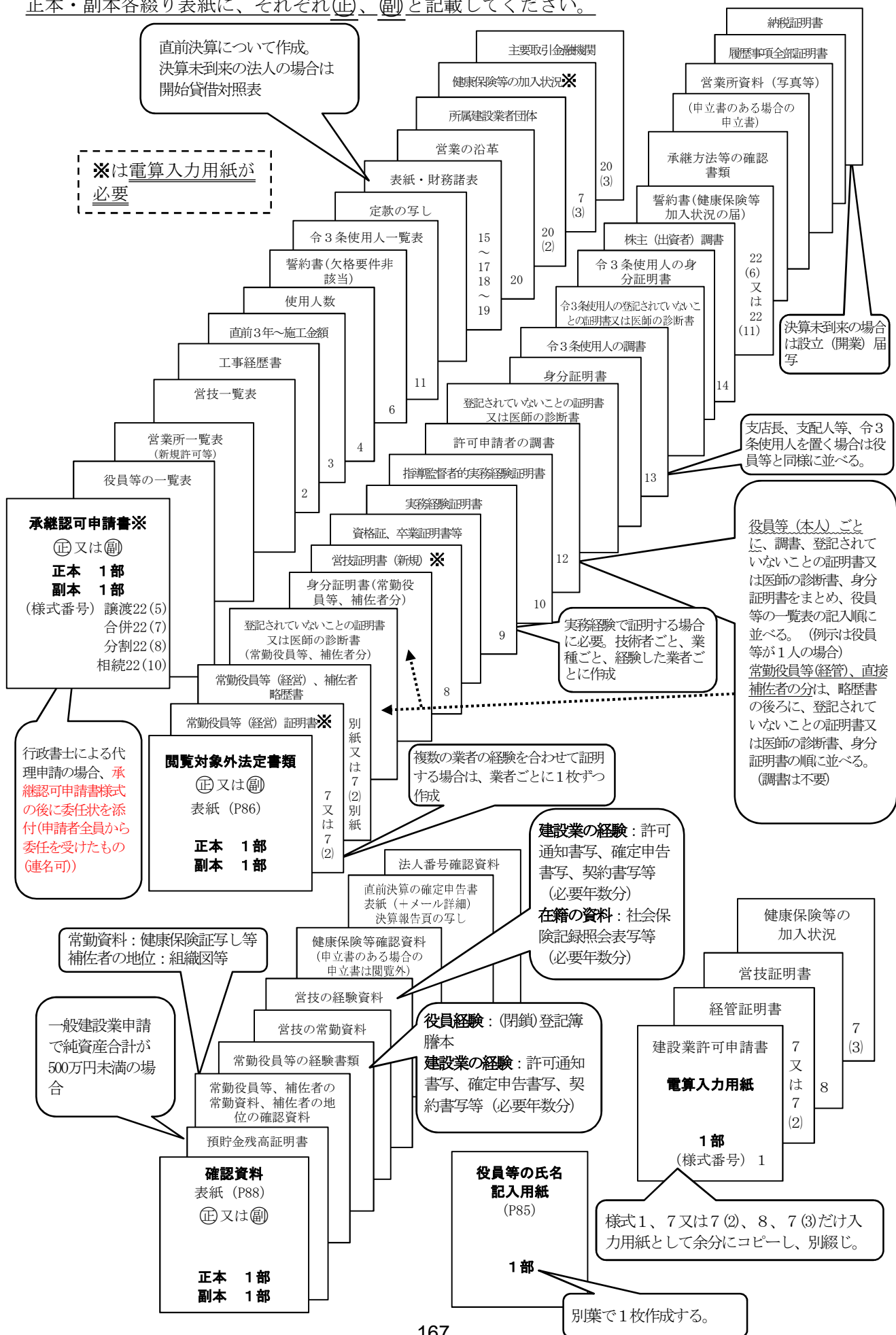
オ 承継の認可後、建設業者の地位を承継した者が届出を行う書類

No.	様式番号	申請書(法廷様式)・添付書類	提出期限	譲渡	合併		分割		相続
				譲受人	存続法人	新設法人	承継法人	新設法人	相続人
1	様式第七号の三 ※入力用紙	健康保険等の加入状況	承継の日から(相続の場合は認可の日から)2週間以内	○	○	○	○	○	○
2		健康保険等の加入に係る確認資料		○	○	○	○	○	○
3		登記事項証明書(履歴事項全部証明書)	承継の日から30日以内			○		○	
4	様式第二十号	営業の沿革				○		○	
5	第二十号の二	所属建設業団体				○		○	

- ※ 認可申請時に提出できるものは可能な限り申請時に提出してください。
- ※ 期限内に届出がなされない場合は、許可基準を満たさないことになるため、許可の取消し事由に該当することとなります。
- ※ 上記の他、申請時の内容を承継後に確認するため、承継時(後)の資料を改めて提出していただくことがあります。

3 承継認可申請の場合の書類の綴り方

正本・副本各綴り表紙に、それぞれ正、副と記載してください。



※本記載例は、「合併認可申請書(様式第二十二号の七)」
 のものですが、分割認可申請書(様式第二十二号の八)
 の記載についても、記載要領は同様になります。様式
 の「合併」を「分割」に読み替えて参照してください。

- ・申請者は、合併又は分割に係る全ての者となる。
- ・合併の場合、合併存続法人又は合併新設法人について第1面に、合併消滅法人について第2面に記載する。
- ・分割の場合、分割により承継を受ける法人(承継先)について第1面に、被承継法人(承継元)について第2面に記載する。

※3社以上の合併や分割の場合も、申請者欄に全ての者を列記し、第2面を各被承継者につき1枚ずつ作成してください。

不要な文言を消す

**法人の場合は代表者、
個人の場合はその本人。**

枠内は記入しない。

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

横滨市中区日本大通〇
 株式会社〇〇建築
 申請者 代表取締役 合併 太郎
 横滨市神奈川区鶴屋町〇
 〇〇建設株式会社
 代表取締役 分割 次郎

主たる営業所の所在地が、登記上と事実上で異なる場合は、二段書きにする。

(例) (主たる営業所) ○○市・・・ ←事実上の所在地
(登記上の本店) ○○市・・・ ←登記上の所在地

他は、変更届を除き、全て事実上の所在地を記入する。

承継予定日を記入(認可申請の日付ではありません。)
 ※譲渡契約書に記載された譲渡日を記載
 ※認可日以降の日付となることが必要ですが、譲渡契約書にその旨を「認可の日」とすることも可能です。その場合、年月日を空欄とし、枠外余白に「※認可の日」と記載してください。

閲覧可能な範囲で記載してください。

承継後の許可番号を記入。
※承継前の許可番号を引き継ぐことになるが、
承継者、被承継者のいずれも許可業者である
場合は、いずれかの番号を選択し、記入して
ください。

【承継者(承継先)について】 合併認可申請書：＜合併存続法人又は合併新設法人に関する事項＞
分割認可申請書：＜分割承継法人に関する事項＞ を記載。

[illegible][illegible]

商号又は名称 **項番 09～17 は、建設業許可申請書**
(建設業法 第 21 条第 2 項第 2 号) **※承継者も許可業者である場合は、項番 0**

代表者の氏名のナ 1 1 ガ ッ ペ イ タ ロ ウ 者の全許可業種が入ります

代の 表氏 者名

1	2	合	併		太	郎					
---	---	---	---	--	---	---	--	--	--	--	--

合併後の主たる営業所の所在地市町 1 3 1 4 1 0 4 都道府県名 神奈川県 市区町村名 横浜市中区

[illegible]

郵便番号 152-31-8588 電話番号 045-210-1111

ファックス番号 045-210-****

[illegible]

(第2面)

(第2面)

兼業の有無

--

1

7

1 ³

 ($\frac{1}{2}$ 有無)

建設業以外に行っている営業の種類
不動産売買 神奈川県R2.9.9(

承継者も許可業者である場合、その許可番号を記載する。(許可を有していない場合は空欄)
 ※許可業者の場合は、第1面の項番 08 に取得している業種を記載します。

大臣
知事
コード

許可番号

1814

国土交通大臣
神奈川知事

許可（般特）

02

第0****号

許可年月日

令和02年09月20日

【被承継者(承継元)について】 合併認可申請書：＜合併消滅法人に関する事項＞

分割認可申請書：＜分割被承継法人に関する事項＞ を記載。

認可申請時に合併消滅法人が許可を受けている建設業

	1	9	2			1			1	1										1
--	---	---	---	--	--	---	--	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

1.一般
2.特定

商 号 又 は 名 称
フ リ ガ ナ

2	0	マ	ル	マ	ル	ケ	ン	セ											
23				25															
3				5															

項番 19⇒承継前の被承継者の許可業種を全て記載。
※項番 19 の業種は、項番 07 の承継者が承継後に営業しようとする業種に全て記載されることとなります。(一部を承継することはできないため)

[illegible]

代表者の氏名		2	2	ブ	ン	カ	ツ		ジ	ロ	ウ					15						20			
代の表者名		2	3	分	割		次	郎								10									

主たる営業所の所在地市区町村コード 都道府県名 市区町村名

主たる営業所所在地	2	5	1	6	10					15					20							
			鶴	屋	町	○																
			23		25					30					35				40			

郵便番号 - 電話番号

ファックス番号 045-313-****

資本金額等 ☒ 2 ☒ 7

資本金額又は出資総額 4 5 * * * * * *

法人番号 13 15 20 25

(被承継者の許可番号、許可年月日を記入。)

被承継者の許可番号、許可年月日を記入。
※承継者、被承継者に許可業者が複数ある場合を除き、
この番号が承継後に引き継がれます。(新たな許可年
月日は「承継日」に変わります。)

兼業の有無

--

2

8

2 ³

 ($\frac{1}{2}$ 有無)

建設業以外に行っている

大臣コード

許可番号

国土交通大臣許可（一般）

第

許可年月日

令和

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による

連絡先 (株)〇〇建築

所属等 総務課 氏名 ○○ ○○ 電話番号 045-210-1111

ファックス番号 045-210-****

申請書を作成した者、その他この申請の内容に係る質問
等に応答できる者の氏名、電話番号を必ず記入する。
(代理人の場合は、次項に委任状を添付)

様式第二十二号の十（第十三条の三関係）

(用紙A 4)

00131

(第 1 面)

不要な文言を消す

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

・申請者は、相続人本人。

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

枠内は記入しない。

横浜市西区△△町△
相続技建
個人事業主 相続 継太郎

申請者 相続人 個人事業主 相続 継太郎

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 01 国土交通大臣 知事 許可（般 特 第 00000000 号

許可年月日 令和 00 年 00 月 00 日

認可申請年月日 令和 00 年 00 月 00 日

被相続人の日 03 令和 * * 年 * * 月 * * 日

被相続人(元の許可業者)の亡くなった日を記入
※認可申請は、死亡日から 30 日以内に行う必要があります。

引き続き使用する
許可番号

国土交通大臣 許可 (般特-02) 第0****号
神奈川県知事

承継後の許可番号を記入。
※被相続人の許可番号を引き継ぐことになるが、相続人も許可業者である場合は、いずれかの番号を選択し、記入してください。

＜相続人に関する事項＞を記載

相続後に相続人が営業しようとする建設業	05	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	1. 一般 2. 特定
認可申請時において相続人が許可を受けている建設業	06		1. 一般 2. 特定
商号又は名称のフリガナ	07	ソ ウ ゾ ク ギ ケ ン	
商号又は名称	08		
氏 名 の フ リ ガ ナ	09	ソ ウ ゾ ク ケ イ タ ロ ウ	
氏 名	10	相 続 継 太 郎	支配人の氏名
被相続人との続柄	11	子	
相続後の主たる営業所の所在地市区町村コード	12	1 4 1 0 3 都道府県名 神奈川県 市区町村名 横浜市西区	
相続後の主たる営業所の所在地	13	△ △ 町 △	
郵便番号	14	2 2 0 - * * * *	電話番号 0 4 5 - * * * * - * * * *
兼業の有無	15	2 (1. 有 2. 無)	建設業以外に行っている営業の種類

項番 05⇒相続後に営業しようとする記載。
 項番 06⇒相続人が許可業者でない欄となります。
 ※相続人も許可業者である場合は、相続人がもともと取得している入り、項番 05 に、相続後の相続人の全許可業種が入ります

項番 07～15(11 を除く)は、建設業許可申請書(様式第一号)の項番 06～14 の記載要領を参照してください。(P36)

承継者も許可業者である場合、その許可を記載する。(許可を有していない場合は空欄)
 ※許可業者の場合は、第1面の項番 08 に取っている業種を記載します。

承継者も許可業者である場合、その許可番号を記載する。(許可を有していない場合は空欄)
※許可業者の場合は、第1面の項番08に取得している業種を記載します。

許可番号 1 6 3 国土交通大臣 許可（般特）第 5 10 号 許可年月日 令和 11 年 13 月 15 日

(第2面)

【被承継者(承継元)について】合併認可申請書：＜合併消滅法人に関する事項＞
分割認可申請書：＜分割被承継法人に関する事項＞ を記載。

(用紙A4)

＜被相続人に関する事項＞

許可を受けていた建設業	☐	1	7	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゆ	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	(1. 一般) (2. 特定)			
商号又は名称のフリガナ	☐	1	8	ソ	ウ	ゾ	ク	ギ	ケ	ン	項番 17⇒被相続人の許可業種を全て記載。 ※項番 17 の業種は、項番 05 の相続人が相続後に営業しようとする業種に全て記載されることとなります。(一部を承継することはできないため)																										
商号又は名称	☐	1	9	相	続	技	建																														
氏名のフリガナ	☐	2	0	ソ	ウ	ゾ	ク	タ	ロ	ウ																											
氏名	☐	2	1	相	続	太	郎											支配人の氏名																			
主たる営業所の所在地市区町村コード	☐	2	2	1	4	1	0	3	都道府県名 神奈川県										市区町村名 横浜市西区																		
主たる営業所の所在地	☐	2	3	△	△	町	△																														
郵便番号	☐	2	4	2	2	0	-	*	*	*	*	電話番号										0	4	5	-	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ファックス番号	なし																																				
兼業の有無	☐	2	5	2	(1. 有) (2. 無)										建設業以外に行っている																						
大臣知事																																					
許可番号	☐	2	6	1	4	国土交通大臣許可(一般-02)第0*****号										許可年月日 令和02年05月10日																					

役員等、営業所及び営業所に置く営業所技術者等については別紙による。

連絡先

所属等 氏名 相続 継太郎 電話番号 090-****-****

ファックス番号

申請書を作成した者、その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号を必ず記入する。
(代理人の場合は、次項に委任状を添付)

4 健康保険等の加入状況及びその確認資料の提出に係る誓約書 (様式第二十二号の六、様式第二十二号の十一)

- ※ 健康保険等の加入状況(様式第七号の三)及びその確認資料を認可申請時に提出できない場合に、承継後に提出することを誓約するものです。(申請時に健康保険等の加入状況(様式第七号の三)及びその確認資料を提出する場合は、本誓約書は添付不要です。)
- ※ 様式第六号の誓約書(譲受人、合併存続法人、分割承継法人又は申請者である相続人(法人である場合においては当該法人、その役員等及び令第三条に規定する使用人、個人である場合においてはその者及び同条に規定する使用人)及び法定代理人が欠格要件に該当しない者であることを誓約するもの)は、別途必要です。

ア 譲渡・合併・分割申請用

様式第二十二号の六(第十三条の二関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の2第8項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割の日から法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

横浜市神奈川区鶴屋町○○
○○建設株式会社

申請者 代表取締役 承継 譲渡

不要な文言を消す。

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

承継者の主たる営業所の所在地、
名称、代表者名を記入。

イ 相続申請用

様式第二十二号の十一(第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書

申請者は、第13条の3第6項の規定により読み替えて準用する第7条第2号に規定する届書を法令で定められた期限までに提出することを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

横浜市西区△△町△
相続技建

申請者 個人事業主 相続 継太郎

不要な文言を消す。

地方整備局長
北海道開発局長
神奈川県知事 殿

相続人の営業所の所在地と氏名を
記入。